

復本第 1424 号
平成 29 年 7 月 7 日

各都道府県知事 殿
(被災者支援担当課 扱い)

復興庁統括官

福島県からの避難者への支援に向けた生活再建支援拠点との連携について

原子力災害に伴う福島県からの避難者への支援につきまして、日頃より格別のご配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

福島県からの避難者については、避難生活が長期化するとともに、避難指示区域外からの避難者に対する応急仮設住宅の供与が終了し、安心して自立した生活の再建へ向けた取組を進めている中で、避難者それぞれの課題も個別化・複雑化しているところ です。

具体的には、個々の生活再建の状況等に応じて、帰還、就業、生活困窮、子育て、子どもの教育、心のケア、住まいなど多様な課題があり、それぞれに適切に対応していくことが求められています。また、避難先における孤立などを防止するため、避難者間や地域との交流、心の復興などにも取り組んでいるところです。

このため、福島県では、復興庁の被災者支援総合交付金を活用し全国 26 か所に生活再建支援拠点を設置するとともに、一部都県に復興支援員等を配置し、避難者それぞれが抱えている課題に係る相談を受け付け、避難先自治体など関係機関等に連絡・フォローし、課題解決に当たっております。今後、こうした取組を一層丁寧に行っていく必要があります、別添のとおり福島県からも通知が発出されているところです。

つきましては、今後こうした取組を円滑に実施していくため、取組の趣旨等を改めて庁内関係部局等に周知徹底していただくとともに、貴管内の市区町村へも周知方よろしくお願いたします。貴都道府県において、生活再建支援拠点等又は福島県から避難者支援に関する相談等が寄せられた場合には、御協力を賜りますよう御配慮願います。

併せて、積極的な取組を行っている事例をお知らせしますので、生活再建支援拠点等と庁内関係部局の間の連携強化（連絡先の共有や定期的な会合の開催等）にご活用いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

(参考)

- ・福島県の状況（避難の状況）
- ・全国 26 か所に設置した生活再建支援拠点について
- ・積極的な取組を行っている事例

本件連絡先：復興庁

法制班 田淵

TEL 03-6328-0238

被災者支援班 篠原

TEL 03-6328-0271

避難指示区域からの避難者数

約2.4万人

- ・避難指示解除準備区域 約300人
- ・居住制限区域 約400人
- ・帰還困難区域 約2.4万人

※ 各市町村から聞き取った情報を基に、
原子力被災者生活支援チームで集計（平成29年4月1日時点）

福島県全体の避難者数

（避難指示区域からの避難者も含む）

約5.8万人

（1）福島県内への避難者数

約2.3万人

- 仮設住宅（民間借上げを含む） 約20千人
- 雇用促進住宅等 約0.3千人
- 親戚・知人宅等 約2.2千人

（2）福島県外への避難者数

約3.6万人

- 東京都 約4.3千人
- 埼玉県 約3.6千人
- 茨城県 約3.6千人
- 栃木県 約2.8千人
- 新潟県 約2.8千人 等

福島から避難されている皆様へ 全国26か所の生活再建支援拠点

～お困りごとをご相談ください～

【右記のうち、以下については複数県を担当する拠点となります】

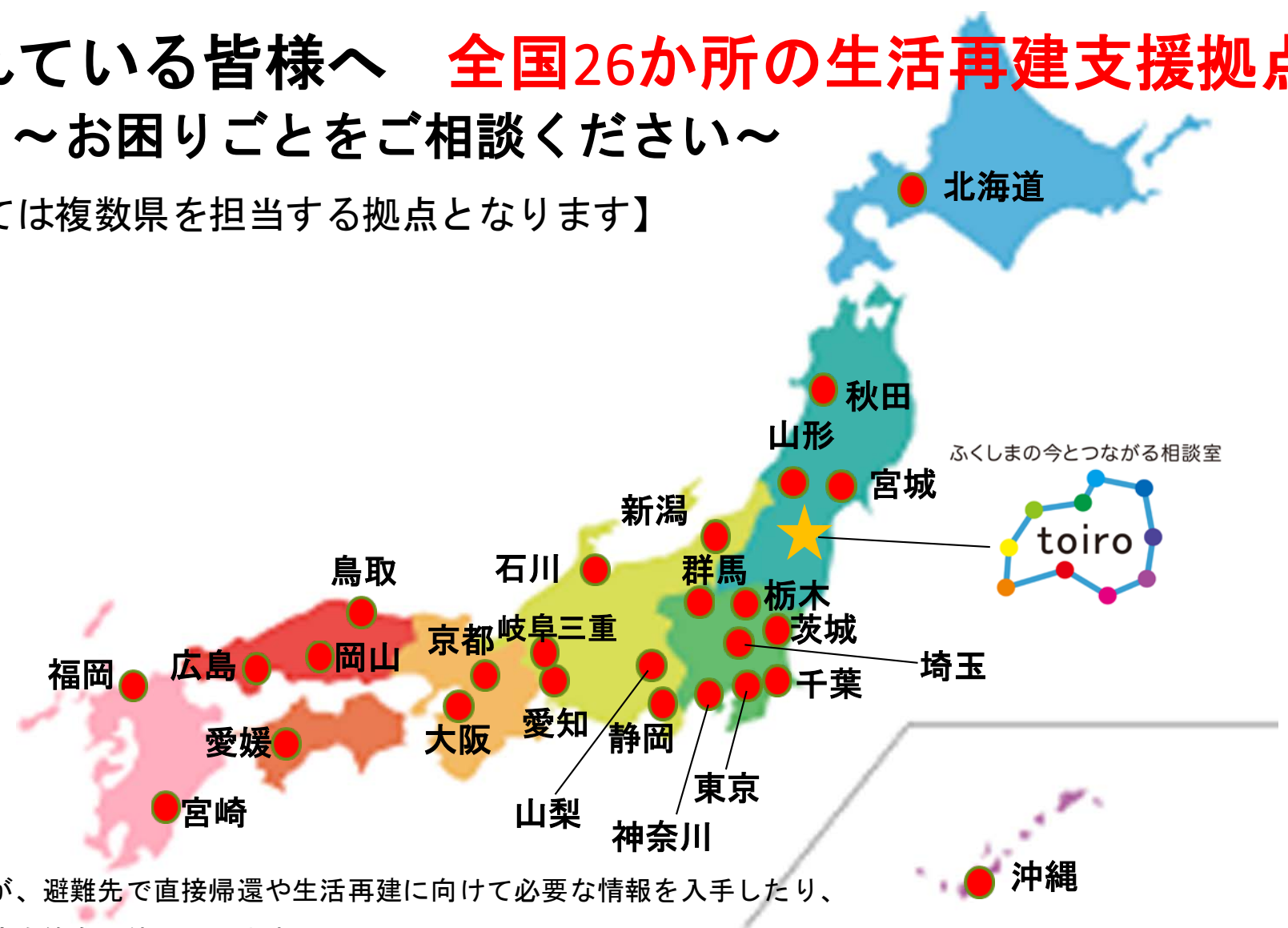
- 秋田：青森・岩手
- 山梨：長野
- 石川：富山・福井
- 岐阜・三重（拠点は愛知に設置）
- 大阪：奈良・和歌山・兵庫
- 京都：滋賀
- 広島：山口・島根
- 愛媛：四国全県
- 福岡：佐賀・長崎・熊本
- 宮崎：大分・鹿児島

☆生活再建支援拠点とは

福島県から県外に避難されている方が、避難先で直接帰還や生活再建に向けて必要な情報を入手したり、相談できる拠点です。その他相談・交流会等も開催しています。

福島県が復興庁の被災者支援総合交付金を活用し、地域のNPO等に委託して全国26か所に設置しています。

また、福島県内外に避難されている方のための相談拠点として福島市内に「ふくしまの今とつながる相談室 toiro」を設置しています。



平成29年度 福島県事業受託団体(生活再建支援拠点)一覧

エリア	団体名
1 北海道	特定非営利活動法人北海道NPOサポートセンター
2 秋田/岩手/青森	特定非営利活動法人あきたパートナーシップ
3 宮城	一般社団法人みやぎ連携復興センター
4 山形	特定非営利活動法人山形の公益活動を応援する会・アミル
5 茨城	ふうあいねっと
6 栃木	認定特定非営利活動法人与ちぎボランティアネットワーク
7 群馬	ぐんま暮らし応援会
8 埼玉	特定非営利活動法人埼玉広域避難者支援センター
9 千葉	特定非営利活動法人ちば市民活動・市民事業サポートクラブ
10 東京	特定非営利活動法人医療ネットワーク支援センター
11 神奈川	特定非営利活動法人かながわ避難者と共にあゆむ会
12 新潟	新潟県精神保健福祉協会
13 長野/山梨	東日本大震災・山梨県内避難者と支援者を結ぶ会
14 福井/石川/富山	一般社団法人石川県災害ボランティア協会
15 静岡	静岡県臨床心理士会
16 愛知	愛知県被災者支援センター
17 三重/岐阜	特定非営利活動法人レスキューストックヤード
18 京都/滋賀	特定非営利活動法人和
19 和歌山/奈良/兵庫/大阪	関西広域避難者支援センター
20 岡山	一般社団法人ほっと岡山
21 鳥取	とっとり震災支援連絡協議会
22 山口/広島/島根	ひろしま避難者の会「アスチカ」
23 高知/愛媛/香川/徳島	特定非営利活動法人えひめ311
24 福岡/熊本/佐賀/長崎	被災者支援ふくおか市民ネットワーク
25 宮崎/大分/鹿児島	『うみがめのたまご』～3.11ネットワーク～
26 沖縄	特定非営利活動法人まちなか研究所わくわく
	福島避難者のつどい沖縄じゃんがら会 (※相談拠点。(特)まちなか研究所わくわくから委託を受けて相談拠点を設置)

積極的な取組を行っている事例

- 子どもの教育問題、配偶者からの暴力などを含む家族の問題、生活困窮など複雑化・深刻化する課題に対応するため、生活再建支援拠点と、精神保健福祉士、司法書士、臨床心理士、医療機関といった専門家・組織とで連携。
また、生活再建支援拠点において、都道府県・市町村担当者、社会福祉協議会等を招いて、情報共有のための会合を開催。

- 都道府県内自治体と連携し、在宅保健師会等の協力を得て、戸別訪問を実施。要見守り者への対応を話し合うための支援調整会議を開催。

- 都道府県担当者、生活再建支援拠点、社会福祉協議会、復興支援員（臨床心理士・社会福祉士）、福島県駐在員による連絡会議を月1回程度、定期的で開催して意志疎通。
生活保護や見守りなどの福祉的支援が必要な場合、本人の了解のもと、地域の社会福祉協議会や、市町村へ情報提供。
必要に応じ、詳細に確認すべき点があれば、再度課題や状況の聞き取りを実施。電話相談で受けたケースでも、面談の必要が認められる場合、福島県駐在職員を中心に訪問を実施。

- 避難者を広く集める交流会を開催する際、福島県職員、都道府県担当者、教育関係者（地元の公立校教諭等）、法律専門家、不動産会社等、被災者のニーズに応じた関係者による相談を提供。

復本第 1424 号
平成 29 年 7 月 7 日

別記 各府省県外避難者支援関係部局長 殿

復興庁統括官
(公印省略)

福島県からの避難者への支援に向けた生活再建支援拠点との連携について

原子力災害に伴う福島県からの避難者への支援につきまして、日頃より格別のご配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

福島県からの避難者については、避難生活が長期化するとともに、避難指示区域外からの避難者に対する応急仮設住宅の供与が終了し、安心して自立した生活の再建へ向けた取組を進めている中で、避難者それぞれの課題も個別化・複雑化しているところ です。

具体的には、個々の生活再建の状況等に応じて、帰還、就業、生活困窮、子育て、子どもの教育、心のケア、住まいなど多様な課題があり、それぞれに適切に対応していくことが求められています。また、避難先における孤立などを防止するため、避難者間や地域との交流、心の復興などにも取り組んでいるところです。

このため、福島県では、復興庁の被災者支援総合交付金を活用し全国 26 か所に生活再建支援拠点を設置するとともに、一部都県に復興支援員等を配置し、避難者それぞれが抱えている課題に係る相談を受け付け、避難先自治体など関係機関等に連絡・フォローし、課題解決に当たっております。今後、こうした取組を一層丁寧に行っていく必要があります、別添のとおり福島県からも通知が発出されているところです。

つきましては、各地域の生活再建支援拠点等や地方公共団体との連絡調整等に資するよう、取組の趣旨等を改めて庁内関係部局及び関係地方支分部局に周知徹底していただきますようお願いいたします。生活再建支援拠点等又は福島県から避難者支援に関する相談等が寄せられた場合には、御協力を賜りますようお願いいたします。必要に応じ、関係団体へも周知していただければ幸甚です。

(参考)

- ・福島県の状況（避難の状況）
- ・全国 26 か所に設置した生活再建支援拠点について
- ・積極的な取組を行っている事例

本件連絡先：復興庁
法制班 田淵
TEL 03-6328-0238
被災者支援班 篠原
TEL 03-6328-0271

別記 各府省県外避難者支援関係部局長

内閣府大臣官房長

消費者庁次長

総務省大臣官房長

法務省大臣官房長

文部科学省大臣官房長

厚生労働省大臣官房長

農林水産省大臣官房長

経済産業省大臣官房長

国土交通省総合政策局長

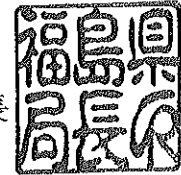
環境省大臣官房長

原子力規制庁次長

29 避第 365 号
平成 29 年 7 月 7 日

各都道府県避難者支援担当部（局）長 様

福島県避難地域復興局長



東日本大震災による当県からの避難者への支援について（依頼）

当県からの避難者への支援につきましては、これまでにたくさんの御協力を
いただいております。誠にありがとうございます。

さて、避難指示区域（平成 27 年 6 月 15 日時点。以下同じ。）以外からの避難者への災害救助法による応急仮設住宅（以下「応急仮設住宅」という。）の供与終了から約 3 か月経過したところですが、応急仮設住宅の供与が終了した方々の中には、引き続き支援を必要とする方もいるものと認識しております。

よって、当県では、これらの方へも、災害救助法が適用される避難者とともに、これまで同様、情報提供、全国 26 か所に設置している「生活再建支援拠点」（別紙）での相談対応等の支援を継続して提供することとしております（今後応急仮設住宅の供与が終了する避難指示区域からの避難者へも同様です。）。

また、東日本大震災から 6 年 3 か月経過する現時点においても、当県からはいまだに約 3 万 6 千人が当県外での避難を継続しておりますが、これらの方々の中には、避難生活の長期化に伴い、日常生活を始め、帰還、生活再建等に関する課題が個別化及び複雑化している方もいるものと認識しております。

貴職におかれましては、このような状況を御考慮いただき、当県からの避難者への支援について、これまで同様、御理解、御協力くださるよう、改めてお願いいたしますとともに、本依頼につきまして、庁内関係部局及び貴管内市区町村に周知くださるよう御配慮願います。

なお、「生活再建支援拠点」につきましては、当県からの避難者のための、帰還、生活再建等に係る対面相談窓口として設置しているものですが、貴都道府県及び貴管内市区町村を始め、貴都道府県及び貴管内市区町村の社会福祉協議会等の多様な社会資源との連携により、効果的な支援が可能となりますので、「生活再建支援拠点」から貴都道府県に、当県からの避難者支援に関する相談等が寄せられた場合には、御協力くださるよう併せてお願いいたします。

おって、貴都道府県において、当県からの避難者の支援を実施する場合は、「被災者支援総合交付金」（復興庁）の活用が可能な場合もありますので、御承知ください。

（事務担当 避難者支援課 主任主査 榎村 電話 024-523-4157）

生活再建支援拠点について

1 概要

「生活再建支援拠点」（以下「拠点」という。）は、福島県からの避難者を対象に、各種支援情報等を着実に届けるための相談・交流会等を開催するとともに、帰還や生活再建に向けた相談対応等の支援を行う相談窓口です。

【拠点の業務内容】

- ・ 避難者からの対面及び電話による相談対応（原則週3日以上）
 - ・ 避難者へ支援を提供する相談、交流会等の開催（原則拠点1か所につき年1回）
- ※拠点事業の全体像については、別紙資料（「県外避難者等への相談・交流・説明会事業」）を参照願います。

2 拠点設置箇所

別紙（「県外避難者が避難先で直接相談できる『生活再建支援拠点』」）のとおり全国26か所。

※拠点の設置箇所及び各拠点担当地域については、当県からの避難状況等を踏まえ、全国26か所としております。

3 業務受託団体

(1) 事業管理者

一般社団法人ふくしま連携復興センター

（住所：福島市清明町1番7号大河原ビル2階、電話：024-573-2732）

(2) 拠点運営団体

各地の支援団体（別紙（「県外避難者が避難先で直接相談できる『生活再建支援拠点』」）のとおり。）

4 貴都道府県に御協力いただきたい内容

拠点から、主に以下について依頼があった場合の対応。

(1) 避難者が抱える悩みや課題についての相談並びに関係部局、貴管内市区町村及び関係団体の担当窓口紹介。

（想定される相談の例）

生活困窮（経済的課題）、高齢又は障がい（福祉的課題）、子どもの教育及び育児、心のケア、住宅困窮 等

(2) 拠点が開催する交流会等の周知、参加等。

(3) 避難者への支援情報の提供等。

○県外避難者が避難先で直接相談できる「生活再建支援拠点」

エリア	団体名	住所	アドレス	相談日/時間/連絡先
北海道	特定非営利活動法人 北海道NPOサポートセンター	〒064-0808 北海道札幌市中央区南8条西2丁目5-74 市民活動プラザ星園201号	soudanf@npo-hokkaido.org	来所/月・水・金 電話・メール/月～金 10:00～18:00 TEL:011-200-0973
青森県 岩手県 秋田県	特定非営利活動法人 あきたパートナーシップ	〒010-1403 秋田県秋田市上北手荒巻字塚切24-2	info2340@akita-partnership.jp	月～金 10:00～21:00 TEL:018-829-2140
宮城県	一般社団法人 みやぎ連携復興センター	〒980-0014 仙台市青葉区本町3-1-17 やまふくビル3階	f-soudan@renpuku.org	火、水、金 10:00～17:00 TEL:080-9259-7049
山形県	特定非営利活動法人 山形の公益活動を応援する会・アミル	〒990-0828 山形県山形市双葉町2-4-38 双葉中央ビル3階	soudan@amill.org	来所/月・火・木 電話・メール/月～金 9:00～17:00 TEL:023-674-0606
茨城県	茨城県内への避難者・支援者ネットワーク ふうあい ねっと	〒310-0056 茨城県水戸市文京2-1-1 茨城大学教育学部A棟413	fuai.soudan@gmail.com	火・水・木 9:30～16:30 TEL:070-3182-4044
栃木県	認定特定非営利活動法人 とちぎボランティアネットワーク	〒320-0027 栃木県宇都宮市塙田2-5-1 共生ビル3階	tvnet1995@ybb.ne.jp	火・水・金 10:00～17:00 TEL:028-622-0021
群馬県	ぐんま暮らし応援会	〒370-3521 群馬県高崎市棟高町519	kurashi-ouenkai@bb.wakwak.com	月～金(祝祭日除く) 9:00～17:00 TEL:027-386-6560
埼玉県	福島県県外避難者相談センター (特定非営利活動法人埼玉広域避難者支援センター)	〒330-0061 埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目4番21号 埼玉県勤労者福祉センター(ときわ会館)1階	fukushima_soudan@yahoo.co.jp	月～木 9:00～17:00 TEL:0120-60-7722
千葉県	認定特定非営利活動法人 ちば市民活動・市民事業サポートクラブ	〒262-0023 千葉県千葉市花見川区検見川町3丁目159-2	ftsoudan@npoclub.com	来所/月・火・水 10:00～17:00 電話/月～金 10:00～17:00 TEL:080-5418-7286
東京都	特定非営利活動法人医療ネットワーク支援センター	※訪問の際は右記の電話番号にあらかじめお電話いただき、予約をお願い致します。	soudan@medical-bank.org	月～金 17:00～20:30 TEL:03-6911-0584
神奈川県	特定非営利活動法人 かながわ避難者と共にあゆむ会	〒231-0011 神奈川県横浜市中区太田町4-47 コーワ太田ビル7階 ※来所される際は、事前にご連絡ください。	ayumi.tomoni@gmail.com	来所/月～金(日祝休) 13:00～17:00 電話/月～土 12:00～19:00 TEL:0120-122-884
新潟県	新潟県精神保健福祉協会	〒950-0994 新潟県新潟市中央区上所2-2-3 新潟ユニゾン プラザ ハート館2階	fukushima-niigata@bz04.plala.or.jp	電話・来所/ 月・火・木 9:30～16:30 電話 水・金 18:00～21:00 TEL:0120-783-217
山梨県 長野県	東日本大震災・山梨県内避難者と支援者を結ぶ会	〒409-3803 山梨県中央市若宮49-7	musubukai@vcca.jp	月～金 (祝祭日を除く) 9:00～17:00 TEL:055-274-7722
富山県 石川県 福井県	一般社団法人 石川県災害ボランティア協会	〒920-3125 石川県金沢市荒屋町イ7-5	fuku-shien@spacelan.ne.jp	日・火・木・金・土 10:00～12:00、15:00～19:00 TEL:0800-123-1446 (フリーダイヤル)
静岡県	福島県県外避難者支援者相談センター	〒420-0068 静岡県静岡市葵区田町1丁目70-1 静岡県青少年会館内	fukushima.katei@gmail.com	火・水・金 9:00～16:30 TEL:0120-42-2828 TEL:054-275-2828
愛知県	愛知県被災者支援センター	〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸3-2-1 愛知県東大手庁舎1階	center@aichi-shien.net	月～金 (祝祭日を除く) 10:00～17:00 TEL:052-954-6722
岐阜県 三重県	認定特定非営利活動法人 レスキューストックヤード	〒461-0001 愛知県名古屋市中区泉1-13-34 名建協2階	fksm@rsy-nagoya.com	来所/月・水・木 電話・メール/月～金 (祝祭日を除く) 10:00～18:00 TEL:052-212-8155
滋賀県 京都府	特定非営利活動法人 和(なごみ)	〒600-8833 京都府京都市下京区七条大宮西入西酢屋町1 0	info@fucco-nagomi.com	月・水・金 10:00～17:00 TEL:075-353-5181
大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県	関西広域避難者支援センター	〒540-0012 大阪府大阪市中央区谷町2丁目2-20 2F 市民活動スクエア「CANVAS谷町」	kansaihinan@gmail.com	月・火・金 10:00～16:00 TEL:070-5346-9311 070-5269-9311
岡山県	一般社団法人 ほっと岡山	〒700-0807 岡山県岡山市北区南方2-13-1 岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館ゆうあい センター2F 1号室	hotokayama@gmail.com	火・木・金 10:00～16:00 TEL:070-5670-5676
鳥取県	とっとり震災支援連絡協議会	〒680-0051 鳥取県鳥取市若桜町31 カナイビル1F	support@tottori-shien.org	月～金 (祝日休) 9:00～18:00 TEL:0857-22-7877
島根県 広島県 山口県	ひろしま避難者の会「アスチカ」	〒733-0003 広島県広島市西区三篠町2丁目15-5	fukushima.seikatsu.hir@gmail.com	火・水・金 10:00～16:00 TEL:0120-24-2940
徳島県 香川県 愛媛県 高知県	特定非営利活動法人 えひめ311	〒790-0871 愛媛県松山市東一万町2 第3森ビル1階 協働オフィス内	ehime311@yahoo.co.jp	月・水・金 10:00～17:00 第2・第4土 12:00～15:00 TEL:089-993-8329 070-5515-2217
福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県	被災者支援ふくおか市民ネットワーク	〒812-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前3-27-24 博多タナカビル8F	info@snet-fukuoka.org	月・水・金 10:00～18:00 TEL:092-409-3891
大分県 宮崎県 鹿児島	『うみがめのたまご』～3.11ネットワーク～	〒880-0844 宮崎県宮崎市柳丸町121-3 パストラル柳丸 I-101	askme@umitama.info	火・木・土・第1日 10:00～16:00 ※1月のみ第2日 TEL:0985-25-2810
沖縄県	福島避難者のつどい沖縄じゃんがら会 (特定非営利活動法人まちなか研究所わくわく)	〒901-2121 沖縄県浦添市内間2-10-8	soudanoki@gmail.com	月～土 10:00～16:00 TEL:080-6498-6720
全国	ふくしまの今とつながる相談室toiro (一般社団法人福島連携復興センター)	〒960-8062 福島県福島市清明町1-7 大河原ビル2F		月・水・金(祝祭日除く) 10:00～17:00 TEL:024-573-2731

○生活再建支援拠点とは

福島県から県外に避難されている方が、避難先で直接帰還や生活再建に向けて必要な情報を入手したり、相談できる拠点です。その他相談・交流会等も開催しています。

福島県が復興庁の被災者支援総合交付金を活用し、地域のNPO等に委託して全国26か所に設置しています。

県外避難者等への相談・交流・説明会事業

1 事業の全体像

避難者や本県をとりまく現状

- ピーク時から減少しているが、いまだに約6万人の県民が避難生活を余儀なくされている。
- 長期にわたる避難生活に伴い、避難者の抱える課題は個別化・複雑化している。
- 応急仮設住宅の供与終了や避難指示区域の解除の動きなどから、避難者が今後の生活の方向性について自ら判断すべき時期となっている。
- 避難者へのより身近な場所での相談対応体制や必要な情報提供体制の充実を図る必要がある。

対応の方向性

県外避難者が帰還や生活再建に向けて相談できる場、帰還や生活再建の判断に必要な情報の提供

○県外避難者が避難先で直接相談できる「生活再建支援拠点」の設置

○全国各地で県外避難者へ本県の支援策の情報等を提供する相談会・交流会等の開催

事業の内容

【主な役割分担】

<事業概要>

県外避難者を全国各地方で広域的に支援し、各地方の支援団体ネットワークの中核を担う団体で、帰還や生活再建に積極的に取り組むことのできる団体（26団体）に対して、次の①・②を委託する。

- ①生活再建支援拠点の設置・運営及び各地での相談対応
- ②全国各地方で福島県が参加する相談会・交流会・説明会の開催

また、事業管理者にあっては、県内における相談窓口を一体的に運営するとともに、帰還の判断に資するための人材派遣を行う。

福島県（事業主体）

- ・生活再建支援拠点が開催する相談会・交流会・説明会で、県外避難者へ支援策等の情報

事業者管理者（事業統括）

※福島県内に拠点を持つ支援団体ネットワークの中核的な団体

- ・県との協働による支援団体選定
- ・支援団体との契約・支払い業務
- ・事業の進捗管理・連絡調整
- ・支援団体からの報告の取りまとめ、県へ定例報告
- ・連絡調整会議（全体会）の開催
- ・総括報告書の作成
- ・「toiro」の設置、運営
- ・福島の現状を伝えるための人材の派遣 など

連携

支援団体（全国26ヵ所）

- ①生活再建支援拠点の設置・運営
 - ・人員確保、事務所開設
 - ・対面及び電話相談対応（週3日1名常駐） など
- ②福島県が参加する相談会・交流会
 - ・説明会の開催
 - ・各支援拠点で年1回開催。（会場の確保、避難者への周知、参加者の取りまとめ、講師等出席者への支払 など）

別紙

2 生活再建支援拠点の配置イメージ

※①「ふくしまの今とつながる相談室『toiro』の設置」事業との連動

相談者（県外避難者）が必要とする「福島における支援情報等」については、支援拠点から依頼を受けた「toiro」（福島）が情報等を収集し、支援拠点に提供する。

⇒ 相談者は、避難先や福島における必要な支援情報等を避難先（支援拠点）で一括して、対面・電話で受け取ることができる。

※②「復興支援員及び生活再建支援拠点の活動の側面支援」事業との連動

避難者支援に関する全国的なネットワーク組織と連携し、復興支援員・生活再建支援拠点を対象とした研修会の開催や復興支援員・生活再建支援拠点間の情報共有・連携の場の提供などの側面支援を受けることで、各々の相談業務能力の向上、支援者間のネットワーク構築を図る。

⇒ 復興支援員及び生活再建支援拠点の相談スキル向上並びに連携強化により、相談者は、支援拠点から避難先での充実した支援を受けることができる。

本県の各避難者支援事業(※①、②など)を連動させることにより、県外避難者の帰還や生活再建につなげていく。



■ 受託事業者（1団体・5名程度）

※運営：福島に拠点がある中核団体

- ・各拠点の統括
- ・連絡調整会議（全体会）の開催

● 生活再建支援拠点

（全国26か所）

※運営：支援団体

（各拠点：1名体制）

- ・帰還や生活再建に向けた県外避難者への対面・電話での相談対応
- ・福島県が県外避難者に支援策等を情報提供する相談会、交流会、説明会の開催

参考

◆ toiro（相談員2名体制）

（ふくしまの今とつながる相談室）

- ・各支援拠点へ福島の現状や福島県内における支援情報、支援団体等の情報提供